金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　サンズ・インベストメンツ株式会社
２．住所　東京都文京区湯島１―11―８マンション岡
３．代表者の氏名　代表清算人　新井　　剛
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第746号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年４月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 10 月 11 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ナテアドバイザーズ
２．住所　（本店）英国領ケイマン諸島グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート、ウォーカーハウス、ピーオーボックス908ＧＴ（支店）千葉県佐倉市南ユーカリが丘28―19
３．代表者の氏名　日本における代表者　山本かおり
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第912号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年４月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 10 月 11 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　インベスコ・リアルエステート・ジャパン株式会社
２．住所　東京都港区虎ノ門４―３―１城山トラストタワー27階
３．代表者の氏名　代表取締役　中田　隆吉
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1775号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年４月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 10 月 11 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Teneo Partners株式会社
２．住所　東京都中央区銀座２―２―４ヒューリック西銀座第２ビル６階
３．代表者の氏名　代表取締役　トーマス・ディー・キャリック
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2315号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年４月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 10 月 11 日

関東財務局長　居戸　利明

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 10 月 11 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成23年９月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社カワタコーポレーション　河田　良人　兵庫県西宮市鳴尾町２―26―20―401　国土交通大臣許可（般―19）第17228号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、防水工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　同社代表取締役は、贈賄被告事件において刑法198条（197条１項前段）により、平成20年９月４日に大阪地方裁判所から懲役１年６か月執行猶予４年の判決を受け、平成20年９月19日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第１項第２号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７３８号
千葉県富津市鶴岡1042番地の５
申立人　有限会社丸和建材社
本籍千葉県望陀郡俵田村1291番地、最後の住所不詳、死亡の場所不詳、死亡年月日大正13年２月10日、出生の場所不詳、出生年月日安政元年３月15日、職業不詳
被相続人　亡　木村　ゑふ
事務所千葉県木更津市東中央３丁目５番10号
相続財産管理人　平野　政則
千葉家庭裁判所木更津支部

平成２３年（家）第７３９号
千葉県富津市鶴岡1042番地の５
申立人　有限会社丸和建材社
本籍千葉県君津郡小櫃村俵田218番地、最後の住所不詳、死亡の場所東京市板橋区、死亡年月日昭和16年８月14日、出生の場所不詳、出生年月日明治22年６月18日、職業不詳
被相続人　亡　飯田　とめ
事務所千葉県木更津市東中央３丁目５番10号
相続財産管理人　平野　政則
千葉家庭裁判所木更津支部

平成２３年（家）第２１１５号
神奈川県厚木市戸田1399番地１
申立人　内藤伊知郎
本籍神奈川県平塚市千石河岸３番地６、最後の住所神奈川県平塚市千石河岸３番９号、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日平成23年８月30日、出生の場所神奈川県中郡須馬村、出生年月日大正14年５月24日、職業無職
被相続人　亡　内藤　利雄
事務所神奈川県小田原市本町１―７―20　三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石井　宏明
横浜家庭裁判所小田原支部

平成２３年（家）第８７２８号
石川県金沢市諸江町33番42号
申立人　安本　昌子
本籍石川県金沢市北安江３丁目1512番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成23年５月11日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和６年６月16日、職業不動産賃貸業
被相続人　亡　安本　　隆
事務所石川県金沢市橋場町６番17号　弁護士法人あさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　正紀
金沢家庭裁判所

平成２３年（家）第２８４８号
名古屋市中区栄２丁目12番31号
申立人　名古屋市信用保証協会
本籍名古屋市名東区平和が丘４丁目117番地の４、最後の住所名古屋市名東区代万町３丁目11番地　アーバンラフレ虹ケ丘中５号棟1202号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日平成18年６月18日、出生の場所滋賀県彦根市、出生年月日昭和16年２月６日、職業不詳
被相続人　亡　中川　泉三
事務所名古屋市西区城西１丁目８番16号　杉浦ビル２階　鈴木健治法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　健治
名古屋家庭裁判所

平成２３年（家）第１０６１号
大津市里３丁目７番１号
申立人　中山美津子
本籍大阪府東大阪市高井田元町２丁目1331番地、最後の住所大津市枝４丁目６番９号、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日平成23年１月８日、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和39年12月28日、職業不明
被相続人　亡　三宅　元次
事務所大津市中央１丁目５番６号　ＡＮＫＹＵビル３階　羽座岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西川真美子
大津家庭裁判所